



ワンポイント
ONE + POINT

安全衛生

One point health and safety

足場からの墜落・転落防止措置が強化

CSP労働安全コンサルタント 二階堂 久

次の3枚の足場、ステージ、架設通路の写真は、不備があります。どこでしょうか。

図表1：わく組足場



下材がない!

図表2：ステージ



中材や幅木
などがない!

図表3：架設通路



手すりや中材
などがない!

法令違反となっていて、いつ墜落してもおかしくない不安全状態。



+ 足場点検が確実に行われる措置の改正

令和5年3月、足場からの墜落・転落災害防止の充実に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令が公布され、令和5年10月(一部規定は令和6年4月)から施行することとされました。

通達「足場からの墜落・転落災害防止の充実に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」(基発0314第2号、令和5年3月14日)で、改正の趣旨が次のように示されました。

建設業においては、今なお年間100人程度の労働者が墜落・転落災害によって死亡しており、その対策を講ずることが強く求められていることを踏まえ、「建設業における墜落・転落災害防止対策の充実強化に関する実務者会合」において、墜落・転落災害防止対策に係る報告書が取りまとめられた。

当該報告書を踏まえ、以下のとおり所要の改正を行ったものである。

(1) 一側足場からの墜落・転落災害が発生していることから、一側足場の使用範囲を明確化するために必要な措置を規定したこと。

(2) 足場からの墜落・転落災害が発生している事業場においては、労働安全衛生規則で義務付けられている足場の点検が行われていない事例が散見されていることから、事業者又は注文者による足場の点検が確実に行われるために必要な措置を規定したこと。

具体的な改正内容は「労働安全衛生規則の一部を改正する省令(厚生労働省令第22号、令和5年3月14日)」に改正前と改正後が併記してありますが、ここでは改正後のみを掲載します。

(本足場の使用)

第561条の2 事業者は、幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、本足場を使用しなければならない。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りでない。

(点検)

第567条 事業者は、足場(つり足場を除く。)における作業を行うときは、**点検者を指名して**、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無について点検させ、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

2 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときは、**点検者を指名して**、作業を開始する前に、次の事項について点検させ、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。
一～九 (略)

3 事業者は、前項の点検を行ったときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。
一 当該点検の結果及び**点検者の氏名**
二 (略)

(つり足場の点検)

第568条 事業者は、つり足場における作業を行うときは、**点検者を指名して**、その日の作業を開始する前に、前条第二項第一号から第五号まで、第七号及び第九号に掲げる事項について点検させ、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

(足場についての措置)

第655条 注文者は、法第31条第一項の場合において、請負人の労働者に、足場を使用させるときは、当該足場について、次の措置を講じなければならない。

- 一 (略)
- 二 強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後においては、**点検者を指名して**、足場における作業を開始する前に、次の事項について点検させ、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。
イ～リ (略)
- 三 (略)

2 注文者は、前項第二号の点検を行ったときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。
一 当該点検の結果及び**点検者の氏名**
二 (略)

[補足]

アンダーラインが改正点です。特に強調したい箇所を黄色で着色しました。

前出通達(基発0314第2号、令和5年3月14日)の細部事項を抜粋して記します。

第561条の2は新設で、令和6年4月から施行されます。改正後の点検者の指名の方法が列記されています。

- 書面で伝達する
- 朝礼等に際し口頭で伝達する
- メール、電話等で伝達する
- あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達する など

+ 点検者は能力を有する有資格者で

改正省令による改正後の安衛則第567条第2項及び第655条第1項第2号に規定する点検者については、足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講した者等、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」(基安発0314第2号、令和5年3月14日)別添の3(2)に示す一定の能力を有する者を指名することが望ましいとされました。

別添の3(2)は下記の内容です。

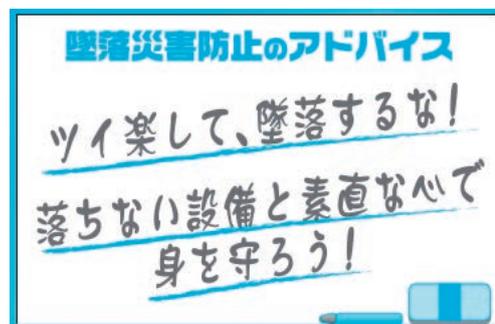
足場等の組立て・変更時等の**点検者**については

- 足場の組立て等作業主任者であって、**足場の組立て等作業主任者能力向上教育**を受講している者
- 労働安全コンサルタント(試験の区分が土木又は建築である者)等の労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「**計画作成参画者**」に必要な資格を有する者
- 全国仮設安全事業協同組合が行う「**仮設安全監理者資格取得講習**」を受けた者
- 建設業労働災害防止協会が行う「**施工管理者等のための足場点検実務研修**」を受けた者等、十分な知識・経験を有する者から指名すること。

施行日まで時間がありますので、社員に対して、資格取得などの育成を図ってください。

今回の内容は全体の一部ですので、通達や改正された「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」の内容を確認してください。

おわりに、本誌35号(2006年8月号)に掲載された墜落災害防止のアドバイスを再掲します。



[出典]

図表1、2、3：筆者が撮影

図表4：東京土木施工管理技士会機関誌DOBOKU 第35号(2006/8/1発行)

イラスト：かわいいフリー素材集いらすとや

CSP労働安全コンサルタント(Certified Safety Professional Consultant)とは、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会より継続的に研鑽を積んでいると認定され称号使用を許可された者